

## 指定医療機関の申請手続きのご案内

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、難病法という。)」で、難病患者の方は、知事の指定を受けた医療機関等が行う医療に限り、医療費助成を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要(指定は申請日の翌月1日から適用)になります。

### 指定医療機関の要件・責務

#### 【要件】(難病法第14条及び省令)

- ◆以下の医療機関等であること
  - ・保健医療機関
  - ・保険薬局
  - ・健康保険法(第88条第1項)に規定する指定訪問看護事業者
  - ・介護保険法(第41条第1項)に規定する指定居宅サービス事業者(訪問看護を行う者に限る。)
  - ・介護保険法(第53条第1項)に規定する指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護を行う者に限る。)
- ◆難病法第14条第2項に規定する欠格要件(申請書の裏面参照)に該当していないこと

#### 【責務】(難病法第16条・第17条・第18条及び指定医療機関療養担当規程)

- ◆指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- ◆指定医療機関は、難病患者に対する医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。
- ◆指定医療機関は、難病法及び難病法施行規則の定めるところによるほか、指定医療機関療養担当規程の定めるところにより、法の規定による特定医療を担当しなければならない。

### 指定医療機関の申請にあたっての留意事項

- ◆申請者は、開設者となります。
- ◆指定後、石川県から申請者宛に指定通知を送付いたします。
- ◆指定を行った医療機関等の名称、所在地等を石川県のホームページ上で公表いたします。
- ◆指定の有効期間は6年間です。有効期間の更新には手続きが必要です。
- ◆指定医療機関は、申請した次の内容について変更があったときは、変更手続きが必要です。
  1. 指定医療機関の名称、所在地
  2. 解説者の住所、氏名または名称
  3. (病院又は診療所の場合)標榜している診療科名
  4. 役員の氏名及び職名

#### 申請書類の提出先・問合せ先

石川県健康福祉部健康推進課 難病対策グループ

住所:〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1448